大韓民国産炭酸ニカリウムに対する 不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査の開始

令和7年10月3日 関税・外国為替等審議会 関税分科会特殊関税部会 財務省関税局

大韓民国産炭酸ニカリウムに対する不当廉売関税の現状

課税状況

◆ 大韓民国(以下「韓国」という)産炭酸二カリウムに対して不当廉売関税を課税中

課税期間	供給国	不当廉売関税率
令和3年6月24日 ~令和8年6月23日	韓国	30.8%

貨物の概要

● 名称 : 炭酸ニカリウム

● 輸入統計品目番号: 2836.40-010 (RCEP:無稅)

(用途例)

● 外観 : 白色の粉末又は無色の液体

● 主な用途 : 中華麺に添加するかんすいの原料、 液晶パネルなどのガラス類の原料等

(外観)

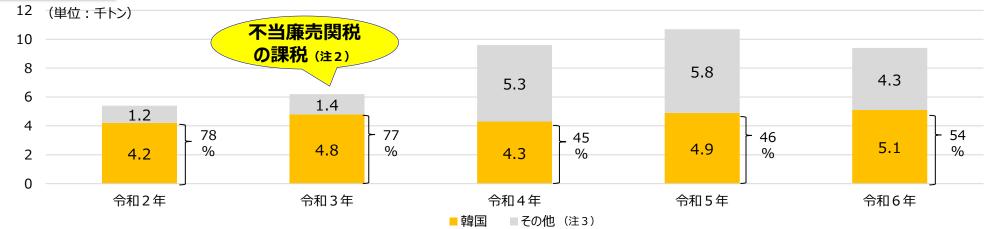




(出典:申請者提供資料)

輸入状況

過去5年間の輸入量の推移 (注1)



- (注1) 令和3年までは、輸入統計品目番号2836.40-000 (炭酸ニカリウム以外のものを含む。) の数量が含まれる
- (注2) 暫定措置:令和3年3月25日~6月23日 確定措置:令和3年6月24日~
- (注3) その他の輸出国は米国、中国、台湾など

出典:財務省貿易統計

調査開始の概要

- 本年 6 月 19日、申請者(AGC株式会社)が韓国産の炭酸ニカリウムに対する不当廉売関税の**課税期間の延長を求める** (注1) (注2) 申請書を提出。
 - (注1) 本邦産業の利害関係者は、課税期間満了の1年前までに延長申請が可能(関税定率法第8条第26項)。
 - (注2) 本調査は、関税定率法第8条第27項に基づく課税期間の延長に関する調査であり、同条第22項の税率の変更に関する調査ではない。

申請の概要

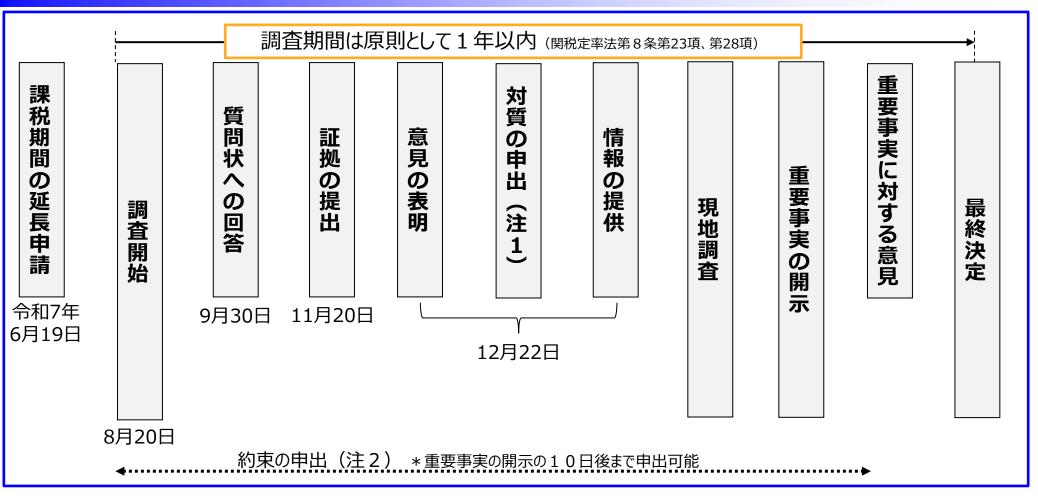
不当廉売された貨物の輸入が不当廉売関税の課税期間の満了後に継続するおそれ

- ▶ 韓国産品の本邦向け輸出価格は正常価格を下回っており、不当廉売が継続している。また、不当廉売関税の 課税中にもかかわらず、韓国産品の輸入量は増加傾向にある。
- ▶ 韓国供給者の生産能力は、韓国国内の需要量を大幅に超過しており、当該供給者の余剰生産能力が輸出に向けられている。

本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が不当廉売関税の課税期間の満了後に再発するおそれ

- 不当廉売関税の課税により、課税以前に生じていた韓国産品の不当廉売輸入による本邦産業への損害は抑えられ、本邦産品の国内販売量や、売上高、営業利益率等も回復。
- 他方、上記のとおり、韓国供給者は不当廉売を継続しており、かつ、韓国産品は不当廉売関税を課された現状でもなお価格競争力を有しているため、輸入量は増加傾向。そのため、現在においても、申請者は本邦の販売先との価格交渉において、安価な韓国産品を引き合いに出され、販売価格を下げたり、販売価格を下げない場合にはシェアを奪われることが生じている。
- ▶ 仮に課税期間が満了した場合、本邦産品は更に不利な立場に置かれることとなる。

調査手続の流れ



- (注1) 利害関係者は、意見が相反する他の利害関係者との対質を求めることができる。
- (注2) 輸出者は、価格を修正する旨の約束又は輸出を取りやめる旨の約束の申出をすることができる。
- 調査は、原則として1年以内に終了することとされている。
- 利害関係者等からの証拠の提出等の機会を設けるとともに、要すれば、現地調査を通じて更なる証拠の収集や確認を行う。